



命 令 書

申 立 人 宮城県仙台市青葉区片平2-1-1
国立大学法人東北大学職員組合
代表者 執行委員長 片山 知史

被申立人 宮城県仙台市青葉区片平2-1-1
国立大学法人東北大学
代表者 総長 大野 英男



上記当事者間の宮城労委平成30年（不）第1号東北大学不当労働行為救済申立事件について、宮城県労働委員会（以下「当委員会」という。）は、令和元年11月7日第502回公益委員会議において、公益委員岡崎貞悦、同豊田耕史及び同佐々木くみが合議を行った結果、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人は、申立人との間で准職員及び時間雇用職員の無期転換に関する団体交渉を行う場合において、希望者全員を無期転換した場合の財務の見通しなどに関する質問に対して、無期転換を希望する人数を踏まえるなどした資料を提示した上で、人件費や財務への影響について具体的に説明し、誠実に対応しなければならない。
- 2 被申立人は、本命令書写しの交付の日から10日以内に、申立人に対して、下記の文書を交付しなければならない。